

「平成 29 年度 いわて豪州・欧米等総合プロモーション業務」

業務仕様書

平成 29 年 8 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平成 29 年度いわて豪州・欧米等総合プロモーション業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 本業務の概要

(1) 趣 旨

いわて国際戦略ビジョンにおいて、最重点市場と位置づけている台湾や、重点市場と位置づけている中国、香港、韓国、開拓市場と位置づけている東南アジアや、豪州等からのフルシーズンの誘客を図るため、現地の旅行会社等の招請や現地における旅行博等への出展、本県の観光を PR するイベント開催などにより、岩手県の認知度向上を図り、本県における外国人旅行者の一層の増加を目指すものであること。

(2) 業務件名及び数量

「平成 29 年度 いわて豪州・欧米等総合プロモーション業務」 一式

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 16 日まで

(4) 委託料の上限額

14,799 千円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 提案内容

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、平成 28 年の本県への外国人宿泊者は 132 千人と過去最高となったが、全国の伸びに比べると、より一層の増加を目指して取り組む必要がある。

そのため、海外での岩手県の認知度向上を図り、本県における外国人旅行者の一層の増加を目指すために行う、海外の旅行会社やメディア等の招請、現地における旅行博への出展等の情報発信等の実施内容について企画提案すること。

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 対象市場からの訪日旅行、本県への旅行の動向分析に関すること
市場毎に記載すること。
- ② 市場毎の戦略に関すること
市場のコンセプトやターゲット、テーマなど提案する企画内容の根幹
- ③ 事業全体の行程に関すること
全体及び市場毎スケジュールを記載すること。

(2) 仕様等

〈共通事項〉

(ア) 対象市場毎に、本県の魅力を満喫できるモデルコース 1 つを提案すること。

(初日は 13 時にスタートし、最終日は昼食後に終了。県内の移動は、借上げバス等を原則とする。)

(イ) 被招請者は、旅行会社又はメディア関係者等とし、その選定方法、連絡、調整方法を提案すること。(具体的な被招請者及び人数並びに時期、行程は企画提案内容を踏まえて、別途調整のうえ決定する。)

- (ウ) 招請する旅行会社は、本県への旅行商品造成の実績や意欲のある旅行会社とすること。
- (エ) 招請するメディア関係者は、本県の観光の魅力を広く対象市場で伝えることのできるものが確実と見込まれる媒体を有する者もしくは、パワーブロガーとして広く認められている影響力の大きい者とすること。日本在住のネイティブも可とする。
- (オ) 行程は合理的かつ効率的であることを原則とし、空港から本県への移動にあたっては、JR イーストパス等の外国人旅行者のための割引制度の利用を原則とすること。
- (カ) 行程は、季節に応じて本県の観光の魅力を広く PR できるものとする。
- (キ) 被招請者の宿泊施設は外国人観光客の受入に積極的な施設とし、1名1室を原則とする。
なお、客室もしくはロビー等において、Wi-Fi が利用可能であることが望ましい。
- (ク) 全行程アテンドのための添乗員及び通訳を手配すること。
- (ケ) 被招請者、県アテンド及び通訳の行程中の経費（宿泊費、食費、施設入場料等）を計上すること。
- (コ) 県内の移動は借上げバス又はジャンボタクシー（9名乗りハイエースタイプ、2シート×3、1シート×3の車内にウォークスルーのあるタイプ）を原則とし、運転者以外の乗車人数が6名以下の場合はジャンボタクシーとし、行程中の借上げ料金、乗務員宿泊費及び高速道路通行料、駐車料金を計上すること。
- (サ) 視察コース及び宿泊施設や観光施設の評価、意見等を把握するためのアンケートを実施し、その分析結果を事業終了後、速やかに報告すること。

〈市場ごとに実施する事項〉

【豪州市場】

番号	事業区分	事業内容	予算目安
①	招請・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県へのスキー等の旅行商品造成を造成しているか、または意欲のある旅行会社や、現地に影響力、訴求力のあるメディア等を招請すること。 ・行程は5泊6日程度とし、被招請人数は6名程度とすること。 ・招請事業とも連携し、雑誌や、インターネット、SNS等を活用して効果的な情報発信をすること。 	4,500千円

【欧米市場】

番号	事業区分	事業内容	予算目安
②	招請・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・北米（アメリカなど）及び欧州（フランスなど）の現地に影響力、訴求力のあるメディア等を4人程度招請すること。 ・行程は7泊8日程度とすること。 ・招請事業とも連携し、雑誌や、インターネット、SNS等を活用して効果的な情報発信をすること。 	4,000千円

【ラグビーワールドカップ関連】

番号	事業区分	事業内容	予算目安
③	招請・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・釜石市で開催される試合の対戦国等の旅行会社、現地に影響力、訴求力のあるメディア等を招請すること。 ・行程は5泊6日程度とし、招請人数は2回で12名程度とすること。 ・招請事業とも連携し、雑誌や、インターネット、SNS等を活用して効果的な情報発信をすること。 	6,299千円

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならないこと。